

## プール学院大学学生生活動助成金についての申し合わせ

1. 支給対象となる学生生活動の成果（以下「活動成果」という。）は次の通りとする。

I 群	TOEIC	730点以上
	TOEFL インターネット版	80点以上
	実用英語技能検定試験	準1級以上
	国際連合公用語英語検定	A級以上
	観光英語検定	1級
	<u>中国語検定</u>	<u>4級以上</u>
	<u>韓国語検定</u>	<u>4級以上</u>
II 群	<u>日本語検定</u>	<u>3級以上</u>
	日本漢字能力検定	準1級以上
	音楽検定	3級以上
	スチューデントトレーナー	中級以上
III 群	各種資格取得 通訳案内士、基本情報処理技術者、行政書士、宅地建物取引主任者、 保育士、日本語教育能力検定	
IV 群	学外における公募論文・作文等の入賞 スポーツや文化等の課外活動における公式大会等の入賞 その他学生生活動助成に値するもの	

2. ・活動成果のうち I・II・III 群についての申請は、1 検定等について 1 回とする。  
 ・I 群のうち、対象の検定等の言語を母語とする者は申請できない。  
 ・IV 群については、支給条件を満たせば複数回申請することができる。

3. 活動成果は原則として在学中、半年以内に取得または受賞したものとする。

4. 支給金額は別表に定める。

附則 この申し合わせは、2012（平成24）年度4月1日から運用する。

備考) プール学院大学学生生活動助成金規程細則

附 則

この細則は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

「プール学院大学学習奨励費支給規程細則」は、2002（平成14）年3月31日をもって廃止する。

この細則は、2004（平成16）年4月1日改正施行する。

この細則は、2006（平成18）年4月1日改正施行する。

この細則は、2008（平成20）年4月1日改正施行する。

この細則は、2009（平成21）年4月1日改正施行する。

\* 2012（平成24）年3月31日をもって廃止。

## プール学院大学短期大学部学生生活動助成金についての申し合わせ

1. 支給対象となる学生生活動の成果（以下「活動成果」という。）は次の通りとする。

I 群	TOEIC	550点以上
	実用英語技能検定	2級以上
II 群	秘書技能検定	準1級以上
	色彩検定	2級以上
	販売士検定	2級以上
	日商簿記検定	2級以上
	日本語文書処理技能検定	1級
	ビジネス文書技能検定	1級
	各種資格取得 国際秘書検定、税理士、司法書士、行政書士、 <u>総合</u> 旅行業務取扱主任者、 国内旅行業務取扱主任者、基本情報処理技術者、 初級システムアドミニストレータ	
III 群	学外における公募論文・作文等の入賞 スポーツや文化等の課外活動における公式大会等の入賞 その他学生生活動助成金に値するもの	

2. ・活動成果のうち I・II 群についての申請は、1 検定等につき 1 回とする。  
 ・I 群のうち、対象の検定等の言語を母語とする者は申請できない。  
 ・III 群については、支給条件を満たせば複数回申請することができる。

3. 活動成果は原則として在学中、半年以内に取得または受賞したものとする。

4. 支給金額は別表に定める。

附則 この申し合わせは、2012（平成24）年度4月1日から運用する。

備考) 附 則

この細則は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

「プール学院大学学習奨励費支給規程細則」は、2002（平成14）年3月31日をもって廃止する。

この細則は、2004（平成16）年4月1日改正施行する。

この細則は、2006（平成18）年4月1日改正施行する。

\* 2012（平成24）年3月31日をもって廃止。